

2 役員は再任することができる。ただし、名誉会長の任期は1年限りとし再任することはできない。

3 役員はその任期満了後でも後任者が選出されるまではその職務を行う。

第12条 会長は本会を代表して会務を総理する。

2 名誉会長は会長の要請に基づき補佐をする。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序に従ってその職務を代行する。

4 幹事長は会長及び副会長を補佐するとともに、本会の事務局の業務を掌理し会務の円滑な運営をはかる。

5 副幹事長は幹事長の要請に基づき補佐をする。

6 幹事、常任幹事及び主務幹事はそれぞれ幹事会、常任幹事会、主務幹事会により会務を執行する。

7 監査幹事は本会の事業及び会計を監査する。

第13条 特別会員は会長の諮問に応じ意見を述べる。

2 特別会員は総会に出席して意見を述べることができる。

第14条 本会に職員若干名を置く。

2 職員は会長が任免する。

3 職員は幹事長の指示に基づき本会の事務を処理する。

4 職員は有給とすることができる。

#### 第4章 会議

第15条 会議を分けて次の4種とする。

一 総会

二 幹事会

三 常任幹事会

四 主務幹事会

2 会長は会議を招集しその議長となる。

3 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第16条 総会は定時総会、臨時総会の2種とする。

2 定時総会は毎年1回5月末日迄にこれを開く。

3 臨時総会は会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上若しくは常任幹事の3分の2以上の要求があった場合これを開く。

4 定時総会では次の事項を附議する。

一 予算及び事業計画の議決、決算及び事業報告の承認

二 会務の報告

三 名誉会長、副会長、幹事長及び副幹事長の選出

四 監査幹事の選出

五 第4条の事業の決定

六 その他重要な事項

#### 第5章 会則の改正

第17条 この会則は、総会の決議によらなければ改正することはできない。